

〔Daily 日本史〕 ～土地制度史～

【問】 2002 年 慶應義塾大学 商

次の文章を読み、下記の設問に答えなさい。

平安時代後期には、律令時代に整備された土地制度が崩壊していった。土地の公有制度である公地公民制を支えていた〔1〕〔2〕は、次第に行われなくなり、負名または〔3〕〔4〕とよばれる土地の耕作請負人が登場するようになった。〔3〕〔4〕の中でもとくに大規模に開墾した田畑の所有者である〔5〕〔6〕が現れ、任国に赴任した〔7〕〔8〕と対立するようになった。なかには、〔7〕〔8〕の収奪を逃れるため、土地を有力貴族や寺社に寄進し、荘園として認めてもらう方策をとる者も現れるようになった。

こうして成立した荘園の中には、租税免除の特権である〔9〕〔10〕、および土地の調査をする〔11〕〔12〕や、収納使の立ち入りを拒否する権利である〔13〕〔14〕を得るところも多くなった。そのためたびたび〔15〕〔16〕が出されたが、効果はあまりなく、土地の私有化が進んだ。

鎌倉時代には、土地の給与を通じて、御恩と奉公の関係が主従の間に結ばれる封建制度が確立した。御恩のうち、将軍が御家人の持つ土地の権利を認めるものを〔17〕〔18〕、新たな土地を与えるものを〔19〕〔20〕という。一方、奉公としては、戦争時に軍役を果たしたり、平時に京都大番役や鎌倉番役をつとめることが挙げられる。また、御恩は、〔21〕〔22〕という任務への任命の形式をとっている。

当時の武士は、〔23〕〔24〕を中心に血縁による結びつきによって一族がまとまっていた。先祖伝来の土地は〔23〕〔24〕が相続し、新しく開発した土地は〔25〕〔26〕が〔27〕〔28〕するのが原則であった。こうした〔27〕〔28〕の仕組みがあることは、土地という財産を通して、女性の地位が相対的に高く維持されていたことを意味する。

しかし、時が経つにつれて、当初の制度が必ずしもうまく機能しなくなった。たとえば、公領や荘園の領主に納める年貢を横領したり、農民に対して不当に労力の提供を要求したりする〔21〕〔22〕が現れるようになった。領主との紛争も増加した。こうした紛争の解決のために、〔21〕〔22〕が年貢の納入を請け負う代わりに荘園を管理する〔29〕〔30〕、土地を領主と〔21〕〔22〕が折半する〔31〕〔32〕が行われた。

また、蒙古襲来に備えて作成された〔33〕〔34〕の調査結果は、御家人の多くが土地を失っていることを明らかにした。これには、〔27〕〔28〕という仕組みが、結果的に土地の細分化をもたらしたことによることが大きい。そこで、鎌倉時代後期には、〔23〕〔24〕が所領をまとめて相続したり、女性の相続分については、女性の死後は一族に戻される〔35〕〔36〕という相続方法が多くとられるようになった。このことは、女性の地位の低下をもたらす一因となった。

蒙古襲来後、幕府には御家人に恩賞として与える土地もなく、そうでなくても (27) (28) によって所有する土地の少なくなっていた御家人の生活はますます困窮することとなった。そこで、幕府は (37) (38) を発して御家人の土地の回復をはかったが、かえって社会は混乱した。

〔A〕 文中の空欄 (1) (2) ～ (37) (38) に入る最も適切な語句を下の語群より選び、その番号をマークしなさい。ただし、選択肢は2桁の数字であるから、次の点に注意すること。空欄の左側は10の位を、右側は1の位を表す。例えば、空欄 (1) (2) の解答が19だとしたら、解答欄(1)は1をマークし、解答欄(2)は9をマークしなさい。

《語群》

- | | | | |
|--------------|---------|---------|----------|
| 11 相對済し令 | 12 悪党 | 13 跡目相続 | 14 一期分 |
| 15 入会権 | 16 押領使 | 17 大田文 | 18 開発領主 |
| 19 勘解由使 | 20 家督相続 | 21 棄捐令 | 22 計帳 |
| 23 検非違使 | 24 検地 | 25 検地帳 | 26 検田使 |
| 27 公営田制 | 28 郷司 | 29 御前帳 | 30 作人 |
| 31 里長 | 32 地下請 | 33 下地中分 | 34 地頭 |
| 35 地頭請 | 36 守護 | 37 守護請 | 38 莊園整理令 |
| 39 莊官 | 40 条里制 | 41 庶子 | 42 新恩給与 |
| 43 受領国司 | 44 錢令 | 45 惣村制 | 46 惣無事令 |
| 47 惣領 | 48 田 | 49 単独相続 | |
| 50 田畑永代売買の禁令 | | 51 徳政令 | 52 土豪 |
| 53 半済 | 54 半済令 | 55 班田収授 | 56 不入の権 |
| 57 不輸の権 | 58 分割相続 | 59 分家 | 60 分地制限令 |
| 61 本家 | 62 本領安 | 63 遙任国司 | 64 和与 |

〔B〕 文中の (7) (8) が、任国においてどん欲に私腹を肥やしたさまを表現した、『今昔物語集』にその出典をみることができることわざを、解答用紙Bの所定の解答欄に書きなさい。

〔C〕 文中の下線部の様子から、「道理のわからないものや権力者と争ってもむだである」という意味のことわざを、解答欄に書きなさい。

【解答】

〔A〕	(1)(2)	55	(3)(4)	48	(5)(6)	18	(7)(8)	43
	(9)(10)	57	(11)(12)	26	(13)(14)	56	(15)(16)	38
	(17)(18)	62	(19)(20)	42	(21)(22)	34	(23)(24)	47
	(25)(26)	41	(27)(28)	58	(29)(30)	35	(31)(32)	33
	(33)(34)	17	(35)(36)	14	(37)(38)	51		

〔B〕 受領は倒るる所に土をつかめ

〔C〕 泣く子と地頭には勝てぬ